

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月15日(水) 午後1時30分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員(11人)

会長	11番	巴	敏	博	
委員	1番	小	林	正	弘
	2番	乃	村	浩	継
	3番	五	島	栄	一
	4番	小	泉	政	敏
	5番	安	部		仁
	6番	川	瀬	保	子
	7番	仲	田	幸	司
	8番	青	山	秀	樹
	9番	嶋	田	治	仁
	10番	松	田	耕	治

4. 議事日程

- 第1 仮議席の指定
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 議案第10号 会長の互選
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第11号 会長職務代理者の互選について
- 第6 議席の決定
- 第7 諸般の報告
- 第8 報告第8号 農地所有適格法人の要件確認結果について
- 第9 報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第10 議案第16号 賃貸借の合意による解約について
- 第11 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第12 議案第18号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 渡辺 新
事務局係長 宮田 望

6. 会議の概要

事務局長： それでは、令和8年第4回津別町農業委員会総会を開催いたしますが、その前に今回の農業委員会改選にあたり、新たに農業委員の方が選任されましたので、町長が公務出張中のため、副町長より皆様に辞令交付いたします。副町長よりよろしくお願いいたします。

【副町長より辞令交付】

事務局長： 改めまして農業委員就任おめでとうございます。

本日の会議は、任命後初めてとなる総会です。農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により町長が招集いたしました。現在着席いただいております議席につきましては、生年月日順の「仮議席」となっております。後ほど、正式な議席を決定させていただくこととなりますので、ご了承いただきたいと思います。また、臨時議長の選出まで、農業委員会事務局で取り進めることにいたしますので併せてご了承願います。それでは、ただいまより令和8年第4回津別町農業委員会総会を開催いたします。副町長よりご挨拶をいただきます。

副町長： 皆さん、こんにちは。本日、町長が出札しており、申し訳ありませんが、代理としてご挨拶を申し上げます。

改めまして、このたびの改選により、新たに農業委員としてご就任されました皆様におかれましては、誠におめでとうございます。地域農業の発展と農地の適正な管理という重要な役割を担われますことに対し、深く敬意を表する次第であります。さて、私たちの地域は、中山間地域という地理的条件の中で、これまで先人の皆様が大切に守り続けてこられた農地と農業によって支えられてまいりました。しかしながら近年は、担い手の減少や高齢化の進行に加え、労働力の確保や農地の維持管理が一層難しくなっております。実際に農家戸数だけで見ますと、私が役場に入った昭和60年頃は400戸を超える農家の方がおりましたが、現在は130戸を割る状況となっております。まさに地域農業を将来にわたり持続していくためには、これまで以上に知恵と工夫が求められている状況にあります。一般に中山間地域においては、一度耕作が困難となった農地が荒廃してしまうと状況が見られ、その回復には大きな時間と労力を要するものです。農地を守り、次の世代へ確実に引き継いでいくことは、単に農業の問題にとどまらず、地域の暮らしや景観、さらには地域社会そのものを守ることにつながる重要な課題であります。そのような中であって、本町においては、農業委員会の皆様が、農地の利用最適化の推進をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止など、地域の実情に即したきめ細かな取組が行われており、耕作放棄地の実態がないとして、他市町村からも

評価を受けているところです。今回、改選という新たな節目を迎えられた本委員会が、地域の実情に寄り添いながら、地域農業の維持と発展のため中心的な役割を果たされますことをお願いするとともに、ご期待申し上げます。町といたしましても、農業委員会の皆様としっかりと連携し、担い手の確保や農地の保全、持続可能な地域農業の実現に向けて、必要な支援に努めてまいり所存でありますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、本日ご参集の皆様のご健勝と、農業委員会の今後ますますのご活躍をご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。 よろしく願いいたします。

事務局長： 本日は最初の総会ですので、旧知の間とは思いますが新たな委員もいらっしゃいますので、各委員より自己紹介をお願いいたします。

。 【順次、自己紹介】【続いて事務局自己紹介】

事務局長： 本日の総会は、会長の互選決定までの議事の進めを臨時議長にお願いすることになりますが、指名につきましては副町長をお願いいたします。

副町長： それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきたいと思っております。

「臨時議長」の指名につきましては、地方自治法第107条の規定に準拠しまして、本日の出席委員の年長委員であります「嶋田委員」を指名させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局長： 以降総会の進めにつきましては、臨時議長が行いますので、ここで副町長は退席いたします。ありがとうございました。

【副町長退席】

事務局長： それでは臨時議長となられました嶋田委員には議長席にお座りいただき、これより先の議事の進行をお願いしたいと思います。

臨時議長： ただいま、ご紹介にあずかりました嶋田です。

事務局長から説明のありましたとおり、日程第3「会長の互選について」の議案終了まで、臨時議長の職務を務めさせていただくことになりましたので、委員各位のご協力をお願いいたします。

本日の会議の議事日程を事務局長から報告させます。

事務局長： 令和8年第4回総会議事日程につきましては、先に配布のとおりでありま

すのでご了承願います。

臨時議長： ただいまの出席委員は、全員です。
過半数に達していますので、「津別町農業委員会総会会議規則」第7条の規定により、会議は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。

臨時議長： **日程第1「仮議席の指定」**を行います。
仮議席はただいま着席の場所を仮議席といたします。

臨時議長： **日程第2「会議録署名委員の指名」**を行います。
会議録署名委員は、「津別町農業委員会総会会議規則」第12条の規定により、仮議席2番 小泉委員、仮議席3番 乃村委員を指名します。
暫時休憩します。

【暫時休憩】

臨時議長： 休憩を閉じ再開します。

臨時議長： **日程第3 議案第14号「会長の互選について」**を議題とします。
事務局説明をお願いします。

事務局長： 説明の前に、1点お知らせいたします。
議案の提出者であります、臨時議長の氏名が空欄となっております。嶋田委員の名前（嶋田治仁）を記載願います。
会長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第1項において規定され、同条第2項で「会長は委員が互選した者をもって充てる」と定められております。

臨時議長： 「農業委員会等に関する法律」第5条第2項の規定により、会長は委員が互選した者をもって充てることになっていますが、どのような方法で選出するかお諮りします。
互選の方法につきましては、指名推薦または投票等による方法がありますが、いずれの方法がよいか意見を求めます。

嶋田委員： 4番 川瀬 **【挙手】**

臨時議長： 4番 川瀬委員

川瀬委員： 指名推薦の方法をとってはいかがでしょうか。

臨時議長： 他にありませんか。ただいま川瀬委員から発言のありました、指名推薦の方法によることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

臨時議長： 異議ないものと認め、指名推薦の方法に決定します。
それでは、どなたか委員の中から指名してください。

臨時議長： 3番 乃村委員

乃村委員： 巴 委員を会長に推薦いたします。

臨時議長： 他にありませんか。ただいま、巴 委員を指名推薦する声がありましたが、これを決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

臨時議長： それでは、巴 委員が会長に決定されました。
以上をもちまして臨時議長の職務はすべて終了しました。委員各位のご協力に深く感謝いたします。

【臨時議長が退席】

事務局長： それでは「津別町農業委員会総会会議規則」第5条により、会長が会議の議長となります。会長は議長席におつきいただき、ご挨拶をお願いいたします。

会 長： 会長を拝命いたしました巴です。皆様ご推薦を頂きありがとうございます。
引き続き円滑な審議が図られるよう努めて参りますので、皆様のご協力をお願いいたします。

先週、オホーツク農業委員会連合会の総会が開催され、その後に北海道農業会議の事務局次長を講師に迎えた会長・事務局長研修が開催され、農地バンク制度における課題と農地の集積・集約の今後の方向性について説明を受けてきたところです。

あわせて、中央行政における食料安全保障の課題において、農業経営体の減少について、2020年108万あった農業経営体が2030年には半分の54万まで減少し、国内で3割の農地が利用されなくなるおそれがあることが示されました。

世界的な情勢の不安と気候変動の影響を踏まえ、改めて「食料安全保障」の重要性が求め

られる中でこの課題は当地域にも大きくのしかかる課題であり、農業委員会の果たすべき役割は、これまで以上に重要であると認識しております。

委員の皆様、事務局と力を合わせ、そして関係機関、地域の皆様のご理解を頂きながら引き続き取り組んで参りますので、3年間よろしく申し上げます。

議長： 日程第4 「会期の決定」をお諮りします。
会期は本日1日とすることに、ご異議はありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第5 議案第15号「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局長： 説明の前に、再度お知らせします。

「会長職務代理者の互選について」以降、議案第14号までにつきまして、先程と同様に提出者であります会長の欄が空欄となっております。それぞれに巴会長の名前（巴 敏博）を記載願います。

会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定で「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」こととなっております。

議長： 「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定により、会長職務代理は委員が互選した者をもって充てることになっていますが、どのような方法で選出するかお諮りします。互選の方法につきましては、指名推薦または投票による方法等がありますが、いずれの方法がよいか意見を求めます。

小泉委員： 2番 小泉

議長： 2番 小泉委員

小泉委員： 指名推薦の方法をとって、会長が指名してはいかがでしょうか。

議長： 他にありませんか。
ただいま小泉委員から発言のありました、指名推薦の方法により私の方から指名することで、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、私の方から、会長職務代理者を指名させていただきます。

それでは、松田委員を会長職務代理者として指名いたします。

ここで会長職務代理者から就任の挨拶をお願いします。

職務代理： 松田です。会長に迷惑をかけないように職務に務めていきたいとおもいますので、よろしくお願いいたします。

議長： **日程第6 「議席の決定」**を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局長： 「津別町農業委員会総会会議規則」第11条の規定により、抽選により決定することといたします。なお、今回の委員数は、11名であります。職務代理者の議席につきましては、昭和59年4月の総会における申し送り事項があり、会長を代理する立場上、議長の横に座るべきとの意見もありましたが、会長に一任の結果、職務代理者の総会の議席は10番と決定され、11番を会長の席としておりますので、残り議席1番から9番を抽選で決めております。前回の令和5年も同様の方法で決定しました。

議長： ただいま事務局から説明がありました。議席につきましては前回と同様の方法で決定したいと思いますが、意見を求めます。

【異議なしの声】

議長： 異議なしと認め、職務代理者及び会長を除き抽選により議席を決定します。
抽選の方法について事務局より説明させます。

事務局長： 抽選の順序につきましては、これまで農業委員会等に関する法律に基づき抽選棒を2度引いていただき、最初のくじ引きで抽選順番を決め、2度目のくじ引きの番号をもって議席としてきましたが、法律の改正により、この方法を用いる必要がなくなりました。

津別町農業委員会総会会議規則第11条では「委員の議席は、初回の委員会で抽せんによって決める。」とのみ定められておりますことから、ただ今お座りいただいている仮議席の順番にくじを引いて頂き、その番号を議席としたいと存じます。

議 長： ただいまの事務局の説明のとおり進めてよろしいか、意見を求めます。

【異議なしの声】

議 長： 異議なしと認めます。
ただいまより議席番号の抽選を行います。事務局が抽選棒を持って回ります。

議 長： それでは、抽選の結果を事務局長より発表させます。

事務局長： 議長に代わりまして議席を発表いたします。

議 長： ただいま発表されたとおり議席を決定いたします。
〔 1 番から 1 1 番を発表 〕

ざんじきゅうけい
暫時休憩します。

議 長： 休憩を閉じ再開します。

議 長： **日程第 7 「諸般の報告」**を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに
主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりであります。

議 長： **日程第 8 報告第 8 号「農地所有適格法人の要件確認結果について」**
を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局： 報告第 8 号「農地所有適格法人の要件確認結果について」を説明
いたします。

農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書の内容について別
紙のとおり農地所有適格法人の要件の適否について確認しましたので報告し
ます。法人の要件については次のページでご確認ください。

農業生産法人要件確認の結果は 1 1 件です。要件はすべて適となっております。
以上です。

議 長： 報告が終わりました。
報告第 8 号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声】

議 長： 質問等がないようですので
報告第8号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第9 報告第9号「農地法第3条の3規定による届出の受理
について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：報告第9号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を説明いた
します。所有権の移転です。

番号8

譲渡人 ●●

譲受人 ●●

土地の所在 岩富●● 他 4筆 公簿・現況地目は記載のとおり

合計面積 ●●㎡ 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和8年2月10日 届出理由 死亡による相続

該当地は次頁に添付しております。報告は以上です。

議 長： 報告が終わりました。
報告第9号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声】

議 長： よろしいでしょうか。報告第9号については、報告のとおりご了承願います

議 長： 日程第10 議案第16号「賃貸借の合意解約による解約について」を議題と
いたします。事務局、説明をお願いします。

事務局： それでは、議案第16号「賃貸借の合意による解約について」別紙のとおり
通知書の提出がありましたので報告いたします。

番号9

賃貸人 ●●

賃借人 ●●

合意解約する土地の表示等 土地の所在 恩根●● 他合計19筆

合計面積 ●●㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和7年1月1日 終期 令和16年12月31日

全契約地 ●●㎡ 成立した日 令和8年3月16日

位置図については次のページ以降に掲載しております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第16号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。これより議案第16号について採決します。
本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第11 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。
賃借権です。

番号9

貸主 ●●

借主 ●●

土地の所在 恩根●● 他合計13筆

公簿・現況地目は記載のとおり

面積 ●●㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和8年4月16日 終期 令和18年4月15日 借賃 ●●円

設定後事業面積 ●●㎡

番号10

貸主 ●●

借主 ●●

土地の所在 恩根●● 他合計6筆

公簿・現況地目は記載のとおり

面積 ●●㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 使用貸借

始期 令和8年4月16日 終期 令和18年4月15日

設定後事業面積 ●●m²

番号 1 1

貸主 ●●

借主 ●●

土地の所在 活汲●● 他合計 8 筆

公簿・現況地目は記載のとおり

面積 ●●m² 利用状況 普通畑 契約種類 使用貸借

始期 令和 8 年 4 月 16 日 終期 令和 8 年 11 月 30 日

設定後事業面積 ●●m²

なお調査書及び該当箇所の航空写真を次頁以降に添付しております。

説明は以上です。ご協議をよろしくお願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。議案第 1 7 号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。これより議案第 1 7 号について採決します。

本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第 1 7 号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 日程第 1 2 議案第 1 8 号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案第 1 8 号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を説明させていただきます。

賃貸借

番号 3 0

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 木樋●● 計 16 筆 地目 畑
合計面積 ●●m² 移転種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和 8 年 5 月 15 日 終期 令和 13 年 3 月 5 日
借賃 ●●円
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号 3 1

利用権の設定をする者 ●●
利用権の設定を受ける者 ●●
所有権移転する土地 所在 高台●● 計 1 筆 地目 畑
合計面積 ●●m² 移転種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和 8 年 5 月 15 日 終期 令和 13 年 3 月 5 日
借賃 ●●円
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号 3 2

利用権の設定をする者 ●●
利用権の設定を受ける者 ●●
所有権移転する土地 所在 木樋●● 計 5 筆 地目 畑
合計面積 ●●m² 移転種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和 8 年 5 月 15 日 終期 令和 13 年 3 月 5 日
借賃 ●●円
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。
説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第 18 号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。これより議案第 18 号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第 18 号は原案のとおり可決することに決定いたします。

※協議事項→協議内容別紙記載

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

(終了 午後2時30分)